

## 地盤沈下対策事業（継続）

【 3 , 3 2 3 ( 3 , 6 5 6 ) 百万円】

### 対策のポイント

地下水（天然ガスを含む）の採取に起因して発生した地盤地下地域において機能低下した農地、農業用施設を従前の状態に回復させ、農業生産の維持を図るとともに洪水、高潮等による災害の防止に貢献します。

（主な地盤沈下地域）

地盤沈下防止等対策関係閣僚会議において、地域の実情に応じた総合的な対策を推進するために、濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部地域を対象として地盤沈下防止等対策要綱が策定されています。

### 政策目標

集中豪雨などにより被害の発生するおそれのある農用地（延べ81万ha）について防災・減災対策を実施

< 内容 >

地下水等の採取が法令等（地方公共団体の条例を含む）により規制されている地域で、地盤の沈下に起因して生じた農地、農業用施設の効用の低下を回復するために行う農業用排水施設の改修、農道の改修、客土などを実施します。

< 事業実施主体等 >

- 1 . 事業実施主体 都道府県
- 2 . 補助率 50% 等
- 3 . 事業実施期間 昭和34年度～

[ 担当課：農村振興局整備部防災課（03 - 3502 - 6430（直）） ]